

学校法人制度改革特別委員会 (第1回)	参考資料1
令和4年1月12日(水)	

○学校法人分科会運営規則（抄）

（平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長決定）

（特別部会）

第七条 この分科会に特別の事項を審議する必要があるときは、分科会に、分科会長の定めるところにより、特別部会を置くことができる。